

都市計画法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域・予定建築物の用途

指定地区・用途は下記のとおりである。

市町村名	指定する土地の区域	条例で定める 予定建築物の 用途	指定する予定建築物の用途
河南町	大字神山及び大字下河 内の各一部	一戸建の住宅 (居住の用に 供するものに 限る) 及び建築 基準法施行令 第 130 条の 3 に規定する兼 用住宅	— (注 1)
高石市	取石六丁目及び七丁目 の各一部		平成 14 年度総務省告示第 139 号に定める日 本標準産業分類において卸売・小売業に掲げ る業種のうち小売業を営む店舗とする。 また、当該予定建築物は地階を除く階数を 2 以下とし、床面積の合計は 500 m <sup>2</sup> 以内とす る。
松原市	田井城六丁目、柴垣二丁 目、立部二丁目、新堂三 丁目から五丁目まで及 び岡一丁目の各一部		平成 14 年度総務省告示第 139 号に定める日 本標準産業分類において卸売・小売業に掲げ る業種のうち小売業を営む店舗とする。 また、当該予定建築物は地階を除く階数を 2 以下とし、床面積の合計は 1,500 m <sup>2</sup> 以内とす る。
阪南市	黒田、鳥取、鳥取中、下 出及び新町の各一部		平成 14 年度総務省告示第 139 号に定める日 本標準産業分類において卸売・小売業に掲げ る業種のうち小売業を営む店舗とする。 また、当該予定建築物は地階を除く階数を 2 以下とし、床面積の合計は 500 m <sup>2</sup> 以内とす る。
交野市	倉治四丁目、南星台一丁 目、南星台二丁目、星田 山手二丁目及び大字星 田の各一部		— (注 1)

(注 1) 河南町、交野市については、条例に定める用途以外の用途指定はない。従って、予定建築物の用途は条例で定める一戸建住宅等に限られる。